

平成27年10月

マイナンバー

の通知がはじまります。

平成27年10月から
住民票の住所に
マイナンバーの通知が
届きます。

個人情報は
保護されます。

平成28年1月から順次
税金・社会保障の手続きで
マイナンバーが
必要になります。



マイナンバーと本人の証明には
マイナンバーカードを
おすすめします。

マイナンバー制度についてのご質問は、

国のマイナンバー コールセンター

日本語 0570-20-0178 English 0570-20-0291

平日 9時30分～17時30分 (土日祝日、年末年始をのぞく)



社会保障・税番号 (マイナンバー) って何？

1人ひとり特定する番号が全ての住民につきます。

- 年金や仕事、医療、福祉の社会保障、税と災害対策の分野で、マイナンバーを利用します。
- 市・区役所、年金事務所、税務署等で住民の方の手続きを統一した番号で行うことで、より迅速・正確・適正な行政サービスを行います。

マイナンバーって いつ使うの？

法律と条例で定められた、社会保障・税に関する申請・届出の際に必要な

- 年金の資格取得・請求・給付 雇用保険の資格取得・給付
健康保険の加入脱退・一時金給付 児童手当の申請
奨学金の申請 福祉分野の給付 生活保護
確定申告書 源泉徴収票 扶養控除 支払調書
- 就職などの際の手続きに必要になります。

事業主及び従業員・ ご家族に必要な対応

従業員は勤務先を通じた申告、事業主は従業員等のマイナンバーの把握・管理

- 全ての従業員は、源泉徴収・年金・健康保険の手続きの際にマイナンバーを事業主を通じて申告しなければいけません。
- その際、マイナンバーカードの提示等、マイナンバーが正しいこと及び本人であることを証明し、事業主はその確認が必要です。
- 事業主は、従業員等のマイナンバーを行政機関に正しく申告し、かつ厳格に管理することが求められます。

プライバシーの 保護は大丈夫？

より厳しい罰則と、国の第三者機関による指導・命令

- 番号法では、他人のマイナンバーの不正入手、漏えい、他人への不当な提供、目的外のマイナンバーの利用を禁止しています。これに違反すると、今までより厳しい罰則が科せられます。
- マイナンバーを取り扱う国、地方自治体、民間事業者等に対して、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会が、指導・命令する権限をもちます。

番号通知カードとマイナンバーカード

番号通知カードは、平成27年10月から順次、住民票の住所宛に送られる、マイナンバーをお知らせするカードです。数字12桁のマイナンバーと基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）が記載されています。マイナンバーカードを申請するときに必要なしますので、**なくさないで下さい。**

マイナンバーカードは、平成28年1月から交付される顔写真付ICカードです。基本4情報とマイナンバーと顔写真が記載されている**公的な身分証明書**で公的個人認証（電子証明書）の機能が付いています。**マイナンバーと本人の証明には、マイナンバーカードのご利用をおすすめします。**

※マイナンバーカードは、通知カードに同封される申請書に顔写真を添えて郵送で申し込みます。

神戸市マイナンバー HPはこちら

<http://www.city.kobe.lg.jp/mynumber/>

神戸市 平成27年1月発行

